



1月19日 東地申 第32号 「東京総合車両センターにおけるフレックスタイム制導入に関する申し入れ」を行う!

東京総合車両センターにおいて、2021年1月1日からフレックスタイム制が導入されました。その内容は「変革2027」における業務改革による生産性向上の一環として、より柔軟な働き方を実現することにより社員の働きがいの向上を図ることを目的とし、企画部門と同様の働き方であることや、プロジェクトの進捗により業務に波動があることなどから、技術科・企画科・設備科・総務科において会社が指定する社員を対象にフレックスタイム制を導入するというものです。

フレックスタイム制については、「働き方改革による働きがいの向上のための制度の見直し」における「現業機関へのフレックスタイム制の拡大」によって、現業機関にもフレックスタイム制が新設されました。すでに、2020年7月1日より東京工事事務所などで導入されていますが、東京総合車両センターへの導入は、適用箇所の拡大であり、労働条件の変更です。

現場では社員説明がなく、目的や具体的な内容が周知されていません。また、今回は技術科・企画科・設備科・総務科の対象となる社員に適用されますが、他の科や関係する車両センターの業務への影響も懸念されます。さらには、労働時間管理や時間外労働の削減も課題であり、制度導入の目的である働きがいの向上とともに時間外労働を削減していかなければなりません。

よって、以下の通り申し入れを行いました!

1. 東京総合車両センターの技術科・企画科・設備科・総務科においてフレックスタイム制を導入した根拠と目的を具体的に明らかにすること。
2. フレックスタイム制を適用する対象を技術科・企画科・設備科・総務科とした理由を明らかにすること。また、会社の指定する社員とはどのような業務を行う社員が対象となるのか明らかにすること。
3. コアタイムとして設定した時間帯の考え方を明らかにすること。
4. 今回適用されない保全科・台車科・車体科・部品科への業務、および関係する車両センターの業務に影響がないようにすること。また、関係する車両センターへも周知すること。
5. 労働時間管理の観点から東京総合車両センターの全社員に説明会等で周知すること。
6. 対象となる科では時間外労働が多く発生しているため、フレックスタイム制導入によって時間外労働を削減すること。

働きがいの向上する制度にしていこう!